

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和 8 年 6 月熊本県議会定例会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 29 条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行）

第 2 条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第 3 条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

教政第286号
令和8年（2026年）6月3日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会
教育長 越猪 浩樹

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）
令和8年（2026年）5月28日付け財第28号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

令和8年（2026年）5月28日

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和8年6月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）の関係部分
- 第 4 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 号 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 号

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,255,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ953,590,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,897,876	305,235	5,203,111
	1 負担金	4,404,290	305,235	4,709,525
2 国庫支出金		136,069,942	12,932,852	149,002,794
	1 国庫補助金	83,856,379	12,928,798	96,785,177
	2 国庫委託金	1,702,302	4,054	1,706,356
3 財産収入		2,940,957	41,003	2,981,960
	1 財産運用 収入	1,410,993	41,003	1,451,996
4 繰入金		62,436,003	1,036,623	63,472,626
	1 基金繰入金	62,209,687	1,036,623	63,246,310
5 繰越金		1	913,238	913,239
	1 繰越金	1	913,238	913,239
6 諸収入		59,965,765	420,078	60,385,843
	1 貸付金 元利収入	48,770,013	402,862	49,172,875
	2 受託事業 収入	1,450,679	713	1,451,392

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 雑 入	6,888,276	16,503	6,904,779
7 県 債		88,915,000	2,606,000	91,521,000
	1 県 債	88,915,000	2,606,000	91,521,000
歳 入 合 計		935,335,562	18,255,029	953,590,591

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		65,268,383	267,014	65,535,397
	1 総務管理費	35,079,378	4,660	35,084,038
	2 企 画 費	13,119,919	262,354	13,382,273
2 民 生 費		109,595,035	596,088	110,191,123
	1 社会福祉費	58,989,214	593,588	59,582,802
	2 災害救助費	1,205,205	2,500	1,207,705
3 衛 生 費		61,082,112	695,101	61,777,213
	1 公衆衛生費	46,585,690	695,101	47,280,791
4 農 水 産 業 林 費		63,533,122	811,863	64,344,985
	1 農 業 費	15,945,939	346,318	16,292,257
	2 畜 産 業 費	3,332,533	1,002	3,333,535
	3 農 地 費	23,644,899	456,035	24,100,934
	4 林 業 費	15,073,067	8,508	15,081,575
5 商 工 費		64,475,449	2,757,893	67,233,342

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 商業費	51,102,263	2,727,893	53,830,156
	2 工鉱業費	11,361,877	30,000	11,391,877
6 土木費		89,579,804	5,882,682	95,462,486
	1 道橋りょう路費	42,723,130	3,901,090	46,624,220
	2 河川海岸費	27,720,975	69,450	27,790,425
	3 港湾費	7,283,481	1,053,520	8,337,001
	4 都市計画費	6,564,254	858,622	7,422,876
7 警察費		46,297,420	13,467	46,310,887
	1 警察管理費	40,777,737	13,467	40,791,204
8 教育費		166,036,141	7,230,346	173,266,487
	1 教育総務費	42,487,460	61,310	42,548,770
	2 高等学校費	36,115,481	7,169,036	43,284,517
9 公債費		114,797,531	575	114,798,106
	1 公債費	114,797,531	575	114,798,106
歳出合計		935,335,562	18,255,029	953,590,591

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
済々黌高校整備事業 熊 本 市	令和9年度	千円 267,781

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	千円 3,559,029	(補正前に同じ)	令和9年度 ～令和15年度	千円 3,560,989
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	821,800 684,206 683,612 675,797 557,637 130,923 5,054		年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	822,261 684,667 684,073 676,258 557,753 130,923 5,054

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設 整備事業費	千円 30,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 110,000			
土地改良国庫 補助事業費	2,656,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,769,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,045,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	7,636,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,676,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	2,808,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	1,927,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	1,947,000			
港湾建設国庫 補助事業費	1,047,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行 った後に	財政の都合に より、繰上償 還をなし、又	1,454,000			
街 路 国 庫 補 助 事 業 費	585,000	行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。	848,000			
計	14,966,000				17,572,000			

令和8年度6月補正予算総括表

教育委員会

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
教育政策課	2,709,683	713	2,710,396			713	
学校人事課	120,969,228	44,056	121,013,284				44,056
文化課	1,277,207		1,277,207				
施設課	7,867,318		7,867,318				
高校教育課	2,259,190	7,169,036	9,428,226	6,200,000		969,036	
特別支援教育課	265,706		265,706				
学校安全・安心推進課	667,481	12,014	679,495				12,014
体育保健課	7,200,054		7,200,054				
義務教育課	526,191		526,191				
社会教育課	1,450,176		1,450,176				
人権同和教育課	28,670		28,670				
一般会計合計	145,220,904	7,225,819	152,446,723	6,200,000		969,749	56,070

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	363,159		363,159				
-------	---------	--	---------	--	--	--	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	476,555		476,555				
-------	---------	--	---------	--	--	--	--

合計

(単位：千円)

教育委員会合計	146,060,618	7,225,819	153,286,437	6,200,000		969,749	56,070
---------	-------------	-----------	-------------	-----------	--	---------	--------

教育委員会 令和8年度6月補正予算 内訳

歳出予算補正（一般会計）

（単位：千円）

課名	事業名	事業内容	補正額
○ 教育費			7,225,819
○ 教育総務費（教育庁分※）			56,783
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	713
2	学校人事課	国庫支出金返納金	44,056
3	学校安全・安心推進課	くまもとオンライン教育支援センター事業	12,014
○ 高等学校費			7,169,036
4	高校教育課	熊本県高等学校等教育改革促進基金積立金	6,241,003
5	高校教育課	産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業（ソフト）	694,814
6	高校教育課	産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業（ハード）	233,219
教育委員会 合計			7,225,819

※教育総務費は教育庁分の56,783千円に加え、私学振興課が4,527千円を計上（合計61,310千円）→教育費全体で7,230,346千円）

債務負担行為補正

（単位：千円）

No	課名	事項	期間	限度額 （追加・変更）	内容
7	施設課	済々黌高校長寿命化改修（第三期）工事	令和9年度	267,781	工事入札不調・不落到に伴う、債務負担行為の再設定（R7～R8 ⇒ R8～R9）

第 4 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第2項中「1,080円)」を「1,440円)」に改め、同項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第25条の20第2項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項中「840円(大規模な)」を「1,120円(大規模な)」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

第6条中「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察

の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

（提案理由）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第4号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。</p> <p>2 改正する条例 (1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 (2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 (3) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例</p> <p>3 主な改正内容 (1) 公共土木施設災害応急作業手当の額を見直す。 (2) 災害警備等作業に係る手当の額を見直す。 (3) 災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直す。</p> <p>4 施行期日 公布の日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。</p>

第 5 号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

15	いじめ防止対策推進法 （平成25年法律第71号）第14条第3項の規定により置かれる 附属機関	会 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる 場合については、日額以外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
16	いじめ防止対策推進法 第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる 附属機関	委 員 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる 場合については、日額以外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
		調 査 委 員	日額23,100円	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1第16号」を「別表第1第18号」に改める。

（提案理由）

熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																						
第5号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。</p> <p>(熊本県いじめ防止対策審議会)</p> <p>教育委員会の附属機関として設置。いじめの防止等に関する重要事項や県立学校におけるいじめ重大事態に関する事項を調査審議する。</p> <p>(熊本県いじめ調査委員会)</p> <p>知事の附属機関として設置。知事の諮問に応じ、いじめ重大事態に係る公立学校又は私立学校の調査の結果について調査審議する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の報酬の額を下表のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="598 981 1469 1787"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)</td> <td>会長</td> <td>日額25,700円</td> <td rowspan="3">ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)</td> <td>委員長</td> <td>日額25,700円</td> <td rowspan="4">ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>調査委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記(1)に伴い、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	区分		報酬額		いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)	会長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額	委員	日額23,100円	臨時委員	日額23,100円	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)	委員長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額	委員	日額23,100円	臨時委員	日額23,100円	調査委員	日額23,100円
区分		報酬額																						
いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)	会長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額																					
	委員	日額23,100円																						
	臨時委員	日額23,100円																						
いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)	委員長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額																					
	委員	日額23,100円																						
	臨時委員	日額23,100円																						
	調査委員	日額23,100円																						

第 8 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表3の項中「私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）」を「学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立のものに限る。以下この項及び9の項において「私立高等学校等専攻科」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「同法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表8の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表9の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第2の9の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第3の2の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。（別表第 1－別表第 3 関係） (2) その他所要の規定の整理を行う。（別表第 1 関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 11 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「若しくは同法第17条の規定による届出」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 1 1 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 8 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>2 内容 （1）高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第 2 条関係） （2）その他規定の整理を行う。（附則第 3 項関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>